

# 国民年金

## 国民年金の独自給付

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金のほか、国民年金の第1号被保険者（自営業の人・学生など）には次のような給付があります。

### ●寡婦年金

老齢基礎年金の受給資格を満たした夫が、年金を受けないことなく死亡した場合に、夫に生計を維持され、10年以上の婚姻関係があった妻に、60歳から65歳になるまでの間支給されます。年金額は、夫の第1号被保険者期間により計算した老齢基礎年金の額の3/4です。

### ●付加年金

第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料のほかに、月額400円の付加保険料を納付すると、老齢基礎年金を受けとる際に、基本額に上乗せして支給されます。上乗せされる年金額は、200円×付加保険料納付月数です。



### ●死亡一時金

死亡月の前月までの第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）期間について保険料納付済期間に合算した月数が36月以上ある人が、老齢基礎年金又は障害基礎年金のいずれも受けないで死亡し、遺族基礎年金を受けられないときに、その遺族（配偶者、子、父母、孫、祖母又は兄弟姉妹の順に先順位）であって死亡した時に生計を同一にしていた人に支給されます。ただし、寡婦年金を受給する場合は支給されません。

保険料納付期間	金額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

※免除期間についてはそれぞれの免除種別に応じて保険料納付済期間の計算が異なります。

3/4免除↓1/4月  
半額免除↓1/2月  
1/4免除↓3/4月

※付加保険料を36月以上納めていたときは、そのうち8、500円が加算されます。

### ●短期残留外国人の脱退一時金

国民年金の第1号被保険者として保険料納付済期間が6か月以上あり、年金を受けることができない日本国籍を有していない外国人の人が、被保険者の資格を喪失して日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば保険料納付済期間に応じて、脱退一時金が支給されます。

保険料納付済期間	支給額
6か月以上12か月未満	43,230円
12か月以上18か月未満	86,460円
18か月以上24か月未満	129,690円
24か月以上30か月未満	172,920円
30か月以上36か月未満	216,150円
36か月以上	259,380円

※免除期間についてはそれぞれの免除種別に応じて保険料納付済期間の計算が異なります。

3/4免除↓1/4月  
半額免除↓1/2月  
1/4免除↓3/4月

※最後に保険料を納付した月が平成20年度分の場合です。

●問い合わせ先

☎ 9134

⑤ 保険課 国保年金係